2012年2月22日

北海道大学学長
佐伯　浩　　様

北海道大学教職員組合
執行委員長　神沼　公三郎

北大教職員の賃金決定に関する団体交渉申し入れ書

報道機関の伝えるところによると、民主、自民、公明3党はさる2月 17 日、国家公務員の賃金 0.23%引き下げを求めた人事院勧告（2011年9月 30 日）を 2011年4月にさかのぼって実施したうえで、2012 年度、2013 年度については人事院勧告分を含めて平均7.8%の賃金減額を実施する、これらに関連する法案を2月中に成立させる、などを合意したとのことです。その人事院勧告には、いわゆる現給保証について 2012 年度に2分の1（上限 10,000 円）を減額し、2013年4月1日で廃止する措置も含まれています。

この3党合意事項には、少なくとも二つの問題点があります。第一は、2009年度、2010年度の人事院勧告に基づく大幅な減額に引き続いて、国家公務員の賃金をさらに減額することです。国家公務員の賃金引き下げに伴って地方公務員の賃金も引き下げられ、さらに多くの民間企業にも影響します。そのため、わが国における泥沼のデフレスパイラルがさらに加速されることになります。第二は、憲法 28 条に明記された労働基本権を国家公務員から奪った代償措置として人事院勧告などの制度が定められているにもかかわらず、その代償措置を逸脱して臨時特例法を定め、国家公務員の賃金を引き下げるという憲法違反を強行することです。

北海道大学は、北大職員の賃金水準が国家公務員より明らかに低い事実を無視して、2009年度、2010年度の2ヵ年にわたり、単に政府から要請されているという一点を理由に、人事院勧告と同じ引き下げ内容で北大教職員の賃金を強引に減額しました。そのため2010年度は、北大職員と国家公務員の賃金水準の差がふたたび開きました。

北大教職員組合は以上のような理由から、北大教職員の賃金を人事院勧告に準拠して引き下げることに反対します。また、臨時特例法が成立した場合、同法は憲法違反ですから、その法律内容に準拠して北大教職員の賃金を減額するのは、政府の行う憲法違反に北大が荷担することになります。しかし、国立大学法人は絶対に憲法違反を行ってはいけません。そうした理由から北大教職員組合は、臨時特例法に準拠した賃金減額にも明確に反対します。

ついては、下記の項目により速やかに団体交渉を行うよう要求します。

記

一、2011年度の賃金につき、人事院勧告に準拠して不利益変更を行わないこと。
二、2012年度の賃金（本給及び一時金）は、賃下げは行わず、定期昇給を実施することで確定すること。